2019.4.25

三会原土地改良区

理事長・事務局長　様

北亀の甲推進組合　林田　正春

（より良い土地改良区運営を切望する一組合員）

要　望　書

４月２２日の事務局の対応について

　２２日月曜日、事務局の事務員からやくざ風な口調で凄まれ大変怖かったです。組合員に対する応対とはとても思えず、その後の対処も納得のいくものではありません。同日夕刻理事長へは電話で同趣旨のことを伝えていますが次のことをお願いします。

賦課金の発生する根拠を示してくれるよう言いましたがまだ回答がありません。当方は長崎県へ譲渡した段階で改良区の区域から外れ区域外になり、当然区域外の土地には耕作の有無にかかわらず賦課金は発生しないものと認識しています。もし、賦課金が発生するのであればお詫びして正規に納付します。

　上記にかかわらず、２２日のやり取りを文書でいただけないでしょうか。電話で対応した女性、隣から指示をしていた男性、その場にいた職員それぞれに文書で作成してください。林田が言った内容、職員が言った内容、聞いた文言、指示した内容、検討した内容、行った処置及び今回のことに関する感想などについて記入して欲しいです。

　誠意ある対応をお願いします。このことが完了するまで推進組合長としての業務を停止します。また、僕とのやり取りはすべて録音し、回答は文書でお願いします。

今後考えていること。

今回の件について理事会への報告、来年３月の総代会への報告

監督官庁（連合会、島原市、長崎県、議会、事務の監査庁）への通報、マスコミへの投げ込みも視野に入れていますのでお知らせしておきます。（この文書を送付します）

疑義内容

長崎県へ譲渡した農地について改良区賦課金が発生するか？

平成３０年３月２８日譲渡契約、しかし、現在も南側半分耕作中、７月収穫で終了予定